

公益財団法人佐藤奨学会 2026 年度奨学生 募集要項

1. 応募資格

高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められるもの。

2. 奨学金額

高等学校奨学生	月額	11,500円
高等専門学校奨学生	月額	16,000円
大学奨学生	月額	25,000円
大学院奨学生	月額	30,500円

3. 採用予定数

高等学校生	3名	
高等専門学校生	1名	※大学推薦枠：1名（学部生、大学院生合わせて）
大学生	13名	
大学院生	1名	

4. 支給期間

正規の最短修業年限とする。

2年次以降に支給を受ける場合は残りの修業期間。

5. 奨学金の支給方法

原則として、毎月一定日に本人宛に支給するが、7、8月、2、3月分については2か月分まとめて支給する。
また、学校から特別に指示がある場合は学校経由で支給する。

6. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、学校担当者経由で提出のこと。

（必要書類）

※指定のフォーマットは、学校から受け取るかウェブサイトよりダウンロードすること

- (1) 願書（財団指定フォーマット）
- (2) ~~在学学校長の推薦書（財団指定フォーマット）~~ ※推薦書は学内選考後に依頼します。

- (3) 成績証明書

- (4) 健康診断書（発行が間に合わない場合は後日提出のこと）

※健康診断書は大学で用意します。
令和8年4月に大学で健康診断を受診
されない方は応募時にメモを付けてく
ださい。

- (5) 家計維持者の収入証明書コピー（家計維持者が複数の場合は全員分）

- (6) 課題（A4用紙1枚、自由記述）

課題内容：「10年後の自分」について

10年後、どのように社会で貢献できる人間になりたいか、A4用紙1枚にご記入ください。絵や写真の貼付可能です。

- (7) 令和7年度（令和6年分）課税証明書（又は非課税証明書）★

★課税証明書について

父及び母（ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可）の令和7年度（令和6年分）課税証明書（又は非課税証明書）を提出してください。既に授業料免除申請等で上記証明書の原本を提出済の場合、コピーの提出でも可。その場合コピーの余白に「原本は〇〇〇〇申請時に提出済」と記載すること。

7. 書類提出期限 (~~奨学会事務局必着~~)
~~2026年5月11日(月)~~

学内提出期限：令和8年4月10日(金)17：00
提出先：学生支援・社会連携課経済支援係窓口

8. 結果の通知について

合否にかかわらず、本人、学校宛に結果を通知する。

尚、学内選考を実施した場合は、その結果は学校側から応募者へ合否を通知すること。

9. 奨学生の義務について

奨学生は、以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、奨学金給与規定を厳守すること
- (2) 「奨学生の集い」などの行事に参加すること
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに事務局に連絡すること
 1. 留学をする場合
 2. 休学、復学、転学又は退学したとき
 3. 停学、その他の処分を受けたとき
 4. 氏名、住所、メールアドレス、その他重要な事項に変更があった場合
 5. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 毎月（ただし7・8月は7月、2・3月は2月）奨学金の交付を受けた奨学生は、当月末までに奨学金領収書を提出すること
- (5) 毎年度末に、下記の書類を事務局に提出すること
 1. 活動報告書（指定のフォーマット）
 2. 成績証明書
 3. 収入証明書
 4. 進路報告書（卒業生のみ）

10. 奨学金の休止について

休学、あるいは長期に欠席する場合は奨学金の交付を休止する。このような場合は速やかに本会事務局に連絡すること。

11. その他

- (1) 募集は各学校宛に行うため、学校経由で応募すること。直接応募は認められていない。
- (2) 当財団の奨学金は、返還の必要はない。
- (3) 他の奨学金との併願・併用は可能。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。

【応募・問い合わせ】
京都工芸繊維大学
学生支援・社会連携課経済支援係
075-724-7143（平日8：30-17：00） shogaku@jim.kit.ac.jp

以上

願書記入の手引き

1. 日付はすべて、西暦で記入する。
2. 現住所へは、自宅、自宅外のいずれかを記入すること。
また、連絡先は電話番号など必ず記入すること。
3. 上記以外の連絡先は、必要がなければ記入する必要はない。
4. 履歴は中学校以上を記入する。
5. 保証人に父もしくは母を記入しても構わない。
6. 家族欄には、二親等（父母・兄弟姉妹）まで記入する。
7. 家計維持者に○印を付する。家計維持者が父母等二人以上の場合は全てに○印を付すること。
8. 他の奨学金を受給予定或いは既に受給している場合は、その金額を記入する。
9. 健康診断書が期日までに用意できない場合は、発行後の提出でも構わない。家計維持者の収入証明書は、源泉徴収票のコピー等を提出のこと。
10. 備考欄には資格や受賞歴等を記入すること。

公益財団法人佐藤奨学会 奨学金給与規程

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

1. 高等学校奨学生
2. 高等専門学校奨学生
3. 大学奨学生
4. 大学院奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第 3 条 奨学金の給与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、別表 I のとおりとする。

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第 4 条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書、成績証明書、収入を証明できる書類を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 5 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果は在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から 15 日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 6 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2 か月分以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。但し、学校より特別に指示が

あるときは、学校経由で交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第 7 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績および生活状況の報告)

第 8 条 奨学生は、毎年度末、学業成績表および生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届書)

第 9 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。
ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときには、保証人が届け出るものとする。

1. 休学、転学または退学したときまたは長期にわたって欠席しようとするとき。
2. 停学、その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第 10 条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規程により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

1. 傷痕疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき
4. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
5. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
6. その他、第 1 条に規程する学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 1 3 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の指導)

第 1 4 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(実施細目)

第 1 5 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、理事会にて承認のあった平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

別 表 I

高 等 学 校 奨 学 生	月 額	1 1, 5 0 0 円
---------------	-----	--------------

高等専門学校奨学生	月 額	1 6, 0 0 0 円
-----------	-----	--------------

大 学 奨 学 生	月 額	2 5, 0 0 0 円
-----------	-----	--------------

大 学 院 奨 学 生	月 額	3 0, 5 0 0 円
-------------	-----	--------------